

## 奈良県立医科大学における教員の任期に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)

第5条第2項の規定に基づき、奈良県立医科大学(以下「本学」という。)における教員の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (任期を定めて任用する教員の職等)

第2条 本学において任期を定めて任用する教員は、全ての教員とする。

2 任期は5年とし、再任は可とする。

3 削除

4 公立大学法人奈良県立医科大学職員育児休業等規程第2条第1項に規定する「育児休業」をしている教員(以下「育休教員」という。)の代替として任用される教員の任期は、前2項の規定にかかわらず、育休教員の育児休業期間内とし、再任は不可とする。

### (再任審査)

第3条 再任審査は、再任審査委員会を設置し、別途定める手続きにより行うものとする。

### (同意)

第4条 任期を定めて任用する場合は、別紙様式により、任用される者の同意を得なければならない。

### (任期と定年の関係)

第5条 任期中(再任後の任期中も含む。)に本学就業規則に定める定年を迎える教員の任期の末日は、第2条の規定にかかわらず、同規則に定める定年退職の日とする。

### (規程の周知)

第6条 この規程を制定又は改廃したときは、インターネット等により公表し、広く周知しなければならない。

### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日から、引き続き任期を付して任用されている教員の任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとし、任期の末日は、第2条の規定にかかわらず、現に付された任期の末日とする。

別表（第2条関係）

教育研究組織 (所属名)	職名	任期	再任に関する事項等
教育開発センター	教授	6年	再任は可

附 則

この規程は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日の前日から、引き続き任期を付して任用されている教員の任期として定める期間は、第2条第2項の規定にかかわらず、現に付された任期の末日とする。

3 この規程の施行日の前日から、引き続き任期を付して任用されている先端医学研究機構生命システム医科学分野の教員の任期として定める期間は、第2条第2項の規定にかかわらず、現に付された任期の末日とし、再任の回数は、既に再任された回数を含めて、教授については、1回限り、教授以外の教員については、3回限りとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。